

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第905号

軽自動車税について

軽自動車や、原動機付自転車等の税金は、毎年4月1日現在に所有している人に課税されます。次のような場合の申請手続は、3月31日までに済ませて下さい。

- ・所有者変更した場合
- ・住所変更した場合
- ・所有者がなくなった場合
- ・紛失・盗難にあった場合
- ・使用不能となった場合 等

【手続が先】

原動付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車は
 住民生活課まで 電話 76・2115

軽自動車四輪、三輪（50cc越え60cc以下）、
 二輪（125cc越え250cc以下）は高知県軽自動車
 協会まで 電話 0888・842・4311

また、身体等に障害のある方が所有（使用）する軽自動車で、一定の要件に該当する場合には、減免措置があります。減免申請の受付期間は、納付書発送後から4月23日（木）までとなっております。

小型特殊自動車のナンバー登録について

フォークリフトなど乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植え機などの農耕作業用等の小型特殊自動車は、所有していれば軽自動車税の課税対象となり、ナンバー登録が必要です。

現在お持ちの特殊作業用フォークリフト等（長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下に該当するものうち、最高速度15km/h以下のもの）や農耕作業用自動車（最高速度が、35km/h未満のもの）で、ナンバーがついていないものがありましたら、3月31日までに手続をして下さい。

なお、市町村から交付される標識（ナンバー）は公道走行を許可するものではなく、課税標識となります。

○手続に必要なもの

- ①車名・車体番号・大きさ・最高速度のわかるもの
- ②印鑑

【問い合わせ先】

住民生活課税務班 軽自動車税担当
 電話 76・2115

※（訂正しお詫）

前回の行政連絡でお知らせした四輪乗用自家用車の新税率が、「08000円」となっておりますが「108000円」の誤りです。訂正しお詫いたします。

嶺北中央病院からのお知らせ

○内科医師の増員について

当院では、2月から大阪医科大学付属病院の内科医師、宮本先生が赴任されました。

午前中の内科外来が混雑し、患者様をお待たせしているため、内科医師の増員を図り、午前中の内科外来を充実しました。

しかし、変わりがなくないつも薬をもらうだけという場合には、午後の診察がお勧めです。午後の待ち時間が短いと思います。午後1〜2時は混雑していることが多いので、ゆっくりに午後3時ごろに受付をされてみてはいかがでしょう。ご理解と協力をお願い致します。

○頭痛外来について

当院の脳神経外科では、高知大学附属病院の医師の協力により「頭痛外来」を行っています。

本町でも若い方の脳卒中疾患の方がおられます。頭痛でお困りの方は是非受診してください。また、頭重感・めまい・はきけ・手先のふるえ・物忘れをしやすい・やる気がなくなるなど症状のある方も相談ください。

■診察時間 毎週金曜日 10時〜12時

【問い合わせ先】

本山町立国保嶺北中央病院
 電話 76・2450

パブリックコメントの実施について

本町では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画・障害福祉計画等を策定する過程において、計画案を町民の皆さんに公表し、それに対する「意見を聴き取る」「パブリックコメント」を実施しますので、「意見を郵便、FAX、Eメールで健康福祉課」提出してください。

【案件】

本山町いきいきあんしん総合福祉計画2015(案)

【実施期間】

平成27年2月6日(金)から平成27年2月13日(金)まで *必着

【意見を提出できる方】

町内に在住する方

【閲覧場所】

- (1) 本山町ホームページ
 - (2) 本山町役場本庁1階 住民生活課
 - (3) 本山町保健福祉センター1階 健康福祉課
- ※(3)は、土・日曜 祝日を除く。

【意見・提案書の提出方法】

所定の様式に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。

- ①持 参：本山町健康福祉課

- ②郵 送：〒781-3601

長岡郡本山町本山600番地

- ③FAX：70-10388

- ④ホームページ

<http://www.town.motoyamakochi.jp/>

【問い合わせ先】

健康福祉課

電話 70-1060

平成27年度交通災害共済加入者募集

町村交通災害共済の加入申込受付が2月1日から始まりました。申込希望者は、各戸あてに配布してある「交通災害共済加入のご案内」チラシをよくお読みの上、チラシ2枚目以降の「交通災害共済加入申込書」に必要事項を記入し掛金を添えて、各区長さんまたは総務課までお申込ください。

- ◎ 共済掛金 1人あたり 500円

- ◎ 申込締切日 3月31日(火)

【問い合わせ先】

総務課

電話 76-2223

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃の心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談をご利用ください。

なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話等で予約を入れてください。

- 相談日 2月20日(金)

午後1時～3時30分まで。

(相談時間は、1組あたり30分です。)

【事前予約連絡先】

総務課

電話 76-2223

毎月第3木曜日は

行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんからの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、委員の自宅で受け付けるほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

- 日時 2月19日(木) 午前10時～正午

- 場所 役場一階町民相談室

【問い合わせ先】

行政相談員 曾我部 巧

自宅/本山町本山3-13番地8

電話 76-22087